

医療技術修学資金貸与制度

『離島医療』に興味のある学生へ修学資金を貸与します。

貸与決定者は卒業後、就職試験なしで勤務できます！！



《対馬地域取扱医療機関》長崎県対馬病院

〒817-0322 長崎県対馬市美津島町雞知乙1168番地7

Tel : 0920-54-7111 Fax : 0920-54-7110

この制度は、医療技術諸学校（大学、専門学校、養成所等）への進学が決定した方、又は在学中の方を対象に、将来、企業団病院に医療技術者として勤務しようとする意思のある者に対し、医療技術修学資金（入学金、授業料、生活費等の一部）を貸与する制度です。

医療技術者の免許を取得した後は、企業団病院の職員となり、かつ修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上在職することにより、修学資金の返還が免除されることとなります。

経済的にも大変有利な制度ですので、是非ご利用下さい。

《貸与金額》

内 訳	大 学	養成施設（専門学校等）
授業料（年額）	535,800円以内	379,200円以内
入学金（入学時のみ）	282,000円以内	169,200円以内
実習費（年額）	80,000円以内	80,000円以内
教科書購入費（年額）	50,000円	50,000円
生活費（月額）	50,000円	50,000円

※貸与額は、長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例に基づきます。

《対象者》

- ① 大学もしくは養成施設（専門学校等）入学予定者
- ② 大学もしくは養成施設（専門学校等）の在学生

《選考方法》

- ・毎年2月頃に選考試験を実施しています。（※当院ホームページへ掲載）
- ・選考試験の内容は、小論文試験と面接試験になります。
- ・選考試験の合格者は、最終の書類審査を経て貸与決定となります。